

別表(第12条関係)

職種	職名
附属学校教員	校長, 園長, 副校長, 副園長, 主幹教諭, 指導教諭
政策研究職員	首席政策研究職員, 上席政策研究職員, 主任政策研究職員, 政策研究職員
事務職員	事務局長, 部長, 次長, 課長, 事務長, 室長, 課長補佐, 事務長補佐, 専門員, 係長, 専門職員, 統括医療ソーシャルワーカー, 主任医療ソーシャルワーカー
技術職員	部長, 課長, 上級技術専門員, 課長補佐, 専門員, 技術専門員, 係長, 専門職員, 技術専門職員
医療職員	副薬剤部長, 薬剤室長, 診療放射線技師長, 診療放射線副技師長, 診療放射線主任技師, 栄養管理部副部長, 主任管理栄養士, 臨床検査技師長, 臨床検査副技師長, 臨床検査主任技師, 衛生検査主任技師, 理学・作業療法士長, 理学・作業療法副士長, 主任理学・作業療法士, 臨床工学技士長, 臨床工学副技士長, 主任臨床工学技士, 主任歯科技工士, 主任視能訓練士, 看護部長, 副看護部長, 看護師長
船員	機関長, 一等航海士, 一等機関士, 二等航海士, 二等機関士, 甲板長, 操機長
特命職員	特命教授, 特命准教授, 特命講師, 特命助教, 特命首席政策研究職員, 特命上席政策研究職員, 特命主任政策研究職員, 特命政策研究職員, 特命専門員, 特命専門職員
特定有期雇用医療職員	特定助教

- ・本表の職名を兼務する再雇用職員及び特命教諭を含む。
- ・クロスアポイントメント制の適用を受ける者で、本学の教員の身分を保有したまま、本学以外の機関(以下「相手方機関」という。)の職員として雇用され、本学及び当該相手方機関の業務(兼業によるものを除く。)を行う者を含む。
- ・クロスアポイントメント制の適用を受ける者で、相手方機関の職員としての身分を保有したまま、本学の職員として雇用され、本学及び当該相手方機関の業務を行う者は含まない。